

講習会資料

【審判法】

R7.6.29

1 審判法の意義・目的

(1) 審判の目的

試合・審判規則を正しく運用し「試合による全ての事実を正しく判断し決定する。」

※ 剣道試合・審判規則・同細則による

第1条 「この規則は、全日本剣道連盟の剣道試合につき、剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判することを目的とする。」

(2) 審判の任務

適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。それには、自らが稽古を積み重ねて、自己技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

(3) 審判員の心得

○ 一般的要素

- ・ 公平無私
- ・ 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用
- ・ 剣理に精通
- ・ 審判技術に熟達
- ・ 健康的で、かつ活動的

○ 留意事項

- ・ 服装は端正
- ・ 姿勢、態度、所作を厳正
- ・ 言語が明晰
- ・ 数多く審判を経験
- ・ 良い審判を見て学ぶ

2 有効打突

有効打突を正しく見極める能力を養う。(稽古が絶対条件となる)

(1) 有効打突の条件(規則第12条の要件)と要素(運営の手引き)の理解

- ・ 充実気勢・・・心身共に気合いが充実して相手を圧倒する勢い。
- ・ 適正な姿勢・・・打突したときの体勢と方向が一致して、体が安定。
- ・ 竹刀の打突部・・・物打ちを中心とした刃部。
- ・ 刃筋正しく・・・竹刀の打突方向と刃部の向きが同一方向。気剣体一致。
- ・ 打突部位・・・面・小手・胴・突き(規則14条・細則13条・第3図)
- ・ 残心・・・打突後の相手に対する身構え気構え。次への備え。

運営要領の手引き(要素)

- ・ 間合い・機会・体捌き・手の内の作用・強さと冴えである。要件を補う条件。

(2) 技の違いと錬度に応じた打突の見極め。絶対的(打突部・打突部位・刃筋)

大会の規模・目的を正しく把握する。試合は子供・女性・高齢者、錬度の高い試合まで試合審判規則によって行われるが、それぞれの段階に応じて判定しなくてはならない。

玄妙な技とは、難易度の高い技であり、自分の出来ない技の判断が難しいため、常に審判員は修錬が必要となる。

細則11条 次の場合は、有効とすることが出来る。

- ・ 竹刀を落とした者に、直ちに加えた打突。
- ・ 一方が、場外に出ると同時に加えた打突。
- ・ 倒れた者に、直ちに加えた打突。

細則12条 次の場合は、有効打突としない。

- ・ 有効打突が、両者同時にあった場合(相打ち)。
- ・ 被打突者の剣先が、相手の上体前面に付いてその気勢、姿勢が充実していると判断した場合。

3 禁止行為の厳正な判断と処置をする。

規則の目的は、試合を通して日本の伝統文化である剣道を正しく継承し、その発展を図り、「剣道の理念」に基づいて、人間形成を醸成し、規則を遵法するという教育的意義がある。審判は反則を厳しく取るということではなく、反則をしない、させないということである。

(1) 行為の原因と結果の正しい見極め

現象としての「結果」とともにその根底には、どのような「原因」があったかという関係を見極め、規則に基づいて判断しなくてはならない。(違法、不法)

(2) 第3章禁止行為 第1節 禁止行為事項

「第15条」(禁止薬物の使用・所持)

禁止物資を使用もしくは所持し、または禁止方法を実施すること。細則14条では、禁止物質および禁止方法とは、世界アンチ・ドーピング機構(WADA)の最新の禁止表に掲載されているものをいう。

※ ドーピングを禁止する理由

- ・ 選手自身の健康を守るため。
- ・ ドーピングによって、良い成績を上げようとする不誠実をなくす。
- ・ 剣道がいかに精神性を重んじ、禁止物質の使用を不要としているかを証明するため。

「第16条」(非礼な言動)

審判員または相手に対し非礼な言動をすること。

守るべきマナーを超えた場合。

「第17条」(諸禁止行為)

- ・ 定められた以外の用具を使用する。
- ・ 相手に足を掛けまたは払う。
- ・ 相手を不当に場外に出す。
- ・ 試合中に場外へ出る。
- ・ 自己の竹刀を落とす。
- ・ 不当な中止要請をする。
- ・ その他、この規則に反する行為をする。

「細則第16条」第17条のその他

- ・ 相手に手をかけまたは抱え込む。
- ・ 相手の竹刀を握るまたは自分の竹刀の刃部を握る。
- ・ 相手の竹刀を抱える。
- ・ 相手の肩に好意に竹刀をかける。
- ・ 倒れたとき、相手の攻撃に対応することなく、うつ伏せなどになる。
- ・ 好意に時間の空費をする。
- ・ 不当な顰ぜりあいおよび打突をする。

反則事項の見極め

違法・不当・適法・適正などの観念を正しく理解しなければならない。実践的に見識判断を高める。(試合を通じて教育的意義を考慮)

違法とは、規則に反する行為「反則」

不当とは、違法ではないが剣道人として、社会一般通年(常識)を超えた行為。不当な行為を見逃すと増幅する。どう捌くかが審判の力量となる。

(第一条) の目的に照らし合議をして判断とする。

4 審判員の位置取りと対応の仕方

- (1) 試合者の動きに合わせて、3人の連携やバランスを保ちながら臨機応変に一番見やすい位置を確保する。
- (2) 主審を頂点とした二等辺三角形を維持しながら動くことが原則である。
- (3) 審判員の移動範囲を特定してはいけない。

〔訂正版〕新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い
及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂 について

全日本剣道連盟 試合・審判委員会
委員長 香 田 郡 秀

全日本剣道連盟では、2021年3月開催の男女合同全日本選手権以降3年4カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』とする）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り2024年9月1日から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」＜新旧対照表＞

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	つば（鏑）競り合いは、鏑と鏑とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鏑競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鏑競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏑競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断する。 ①正しい鏑競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。…	9～10	つば（鏑）競り合い（以下「鏑競り合い」とする）は、鏑と鏑とが競り合って互いが最も接近して緊迫した状態である。鏑競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。 鏑競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏑競り合いが長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば、基本的には次の観点から総合的に是非を判断する。 ①正しい鏑競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。 以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…
2		新たに加筆	23	〈事例7〉 ◇二刀、隻腕、片手上段において、大刀の鏑元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 ＜解説＞ ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第1条に照らして反則とする。 ②鏑競り合い等の接近した場面で鏑元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。
3	23	〈事例7〉	24	〈事例8〉

4		新たに加筆	31	〈事例 5〉 ◇鏑競り合い解消に至る時間はおおよそ「一呼吸（3 秒程度）」としているが、<u>鏑競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。</u> <解説> ①鏑競り合いは鏑と鏑が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、<u>鏑競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏑競り合いの開始時点とする。</u> ②鏑競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の〈事例 8〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。
5	30	〈事例 5〉	32	〈事例 6〉
6	30～31	〈事例 6〉	32～33	〈事例 7〉
7		新たに加筆	33～34	〈事例 8〉 ◇鏑競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。 <解説> ①正しい鏑競り合いから鏑と鏑で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、<u>年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。</u> ②解消途上に不当な行為がないか。 ・下がると見せかけて打突する行為。 ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。 ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。 ・竹刀を開く、下げる行為。 ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。 ・その他、不当と思われる行為。 明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は 2 回、3 回と続けば合議の上、判断する。
8	31	〈事例 7〉	34	〈事例 9〉
9	31～32	〈事例 8〉	34～35	〈事例 10〉
10	32	〈事例 9〉	35	〈事例 11〉
11	32～33	〈事例 10〉	35～36	〈事例 12〉
12	33	〈事例 11〉	36	〈事例 13〉
13	34	〈事例 12〉	37	〈事例 14〉

※シールド・マスクに関しては、当分の間、どちらかは着用することとします。

※鏑競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏑競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

<その他>

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」～「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号 2）。

以上